

平成 22 年度 第 8 回

富合町合併特例区協議会



と き 平成22年11月10日（水）
午前9時～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

平成22年第8回 富合町合併特例区協議会協議案件一覧

協議 番号	名 称	協議会 同意	市長 承認	市議会 議決	県知事 届出
協議 第1号	富合町合併特例区規約の一部変更について	○	協議	○	○
協議 第2号	富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について	○	○	○	—
協議 第3号	富合町合併特例区公告式規則の一部改正について	○	—	—	—
協議 第4号	富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則の一部改正について	○	—	—	—

協議第 1 号

富合町合併特例区規約の一部変更について

富合町合併特例区規約の一部を変更する規約について、別紙のとおり提案する。

平成22年11月10日 提出

富合町合併特例区長 村崎 秀

富合町合併特例区規約の一部を変更する規約

富合町合併特例区規約の一部を次のように変更する。

第1条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市町村の合併の特例に関する法律</u> (平成16年法律第59号) 第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域 (以下「区域という。」) に合併特例区を設ける。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。</p> <p>(合併特例区の処理する事務)</p> <p>第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>(2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。</p> <p>(3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。</p> <p>(4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。</p> <p>(5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。</p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。</p> <p>(区長の任期)</p> <p>第6条 合併特例区の長 (以下「区長」という。) の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。</p> <p>(区長の権限)</p> <p>第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市町村の合併の特例等に関する法律</u> (平成16年法律第59号) 第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域 (以下「区域という。」) に合併特例区を設ける。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。</p> <p>(合併特例区の処理する事務)</p> <p>第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>(2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。</p> <p>(3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。</p> <p>(4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。</p> <p>(5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。</p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。</p> <p>(区長の任期)</p> <p>第7条 合併特例区の長 (以下「区長」という。) の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。</p> <p>(区長の権限)</p> <p>第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその</p>

職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。

4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。

3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特

職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。

4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。

3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特

例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

【略】

例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

【略】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併特例区の規約の変更）

第三十二条 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定める。

2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。

3 第一項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 合併市町村は、第四項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

協議第 2 号

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成 22 年 11 月 10 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する
規則

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則新旧対照表

(傍線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例に関する法律</u>(平成16年法律第59号)第36条第7項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)の報酬の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 構成員の報酬は、月額187,500円とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第3条 構成員が月の中途において就職し、又は離職し、若しくは死亡した場合においては、その月分の報酬は、日割計算によって支給する。</p> <p>第4条 報酬は、その月分を翌月の10日に支給する。ただし、区長が特に必要と認めるときは、区長が定める日に支給することができる。</p> <p>2 前項に規定する支給日が富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則(平成20年富合町合併特例区規則第7号)に規定する合併特例区の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。</p> <p>3 構成員が離職し、又は死亡した場合においては、第1項の規定にかかわらず、報酬を直ちに支給することができる。</p> <p>第5条 報酬は、構成員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例等に関する法律</u>(平成16年法律第59号)第36条第7項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)の報酬の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 構成員の報酬は、月額187,500円とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第3条 構成員が月の中途において就職し、又は離職し、若しくは死亡した場合においては、その月分の報酬は、日割計算によって支給する。</p> <p>第4条 報酬は、その月分を翌月の10日に支給する。ただし、区長が特に必要と認めるときは、区長が定める日に支給することができる。</p> <p>2 前項に規定する支給日が富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則(平成20年富合町合併特例区規則第7号)に規定する合併特例区の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。</p> <p>3 構成員が離職し、又は死亡した場合においては、第1項の規定にかかわらず、報酬を直ちに支給することができる。</p> <p>第5条 報酬は、構成員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月22日
規則第3号）

この規則は、平成22年1月1日から
施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月22日
規則第3号）

この規則は、平成22年1月1日から
施行する。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則）

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項 及び第三項 並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項 及び第四項 並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項 前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項 から第四項 まで及び第九項 の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

協議第 3 号

富合町合併特例区公告式規則の一部改正について

富合町合併特例区公告式規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成22年11月10日 提出

富合町合併特例区長 村崎 秀

富合町合併特例区公告式規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区公告式規則（平成20年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富合町合併特例区公告式規則新旧対照表（改正条文のみ）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例に関する法律</u>（平成16年法律第59号）第35条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく合併特例区規則その他区長が定める規程等の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例等に関する法律</u>（平成16年法律第59号）第35条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく合併特例区規則その他区長が定める規程等の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>

協議第 4 号

富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成22年11月10日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則（平成20年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則新旧対照表（改正条文のみ）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例に関する法律</u>（平成16年法律第59号）第47条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づく合併特例区の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例等に関する法律</u>（平成16年法律第59号）第47条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づく合併特例区の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則）

第五十三条 合併特例区の長は、第三十五条第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三項及び第四項、第四十一条において読み替えて適用する同法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第四十七条において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

報告第 1 号

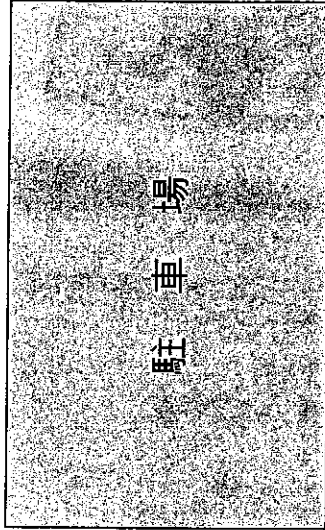
健康の里フェスティバル（健康祭・産業祭）について

別紙「2010 健康の里フェスティバル」を参照

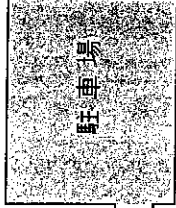
アスパル富合

- 講演会など
13:00～
- 各種展示・歯科相談、健康相談など
9:30～

抽選券受付場所
(9:30～12:30)



駐車場



駐車場

商工会

車両進入禁止

特産物販売等テント
9:30～

特産物販売等テント
9:30～

●農産物品評会
(搬入8:00～9:00)
(販売10:15～)

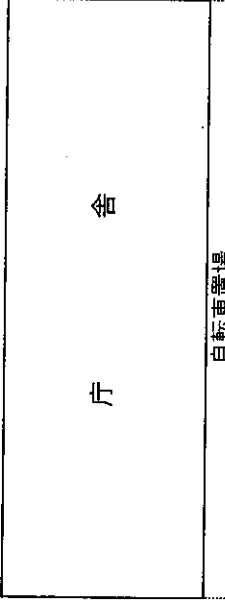
●米料理コンテスト
(9:30～)

●バナナのたき売り (11:00～)

●おにぎり配布場所
(11:55～)

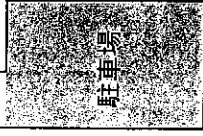
雁回館

- トレニングルーム
- ふれあいバザー
婦人会
(9:30～)



庁舎

自転車置場



駐車場

2010 健康の里 フェスティバル

とき 平成22年
11 / 3 (水) ▶ 11 / 23 (火)

催しもの

- 3日(水)～4日(木) ——— 文化祭展示 (アスパル富合) 9:00～
- 3日(水・祝日) ——— 文化祭発表会 (アスパル富合) 9:00～
- 16日(火) ——— 健康の里づくりグラウンドゴルフ大会 8:30～
(富合中学校横屋外運動場)
※雨天の場合は11月17日(水)
- 23日(火・祝日) ——— 産業祭 (雁回館周辺) 9:15～
健康祭 (アスパル富合) 9:30～
お楽しみ抽選会・工業団地抽選会 15:00～

お知らせ

★右端の抽選券に住所、氏名を記入し11月23日の12時30分までに、会場の受付(アスパル富合玄関ロビー)に提出してください。
午後3時より、その中から豪華賞品が当たる抽選会を行います。
なお、賞品は抽選会時会場にいらっしゃる方のみを対象とさせていただきます。

キリトリ線
健康の里フェスティバル
抽選券
平成22年度
所/熊本市富合町

健康祭

■と き / 平成22年11月23日(火・祝日)
■と ころ / アスナル富合

産業祭

と き / 平成22年11月23日(火・祝日)
と ころ / 雁回館周辺

(主催：合併特例区 共催：JA 熊本うき 後援：熊本市富合商工会・富合工業団地協同組合)

講演会

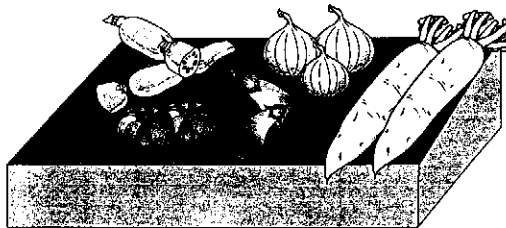
午後1時から

「～永く幸せに生きるため
今、大切なものは何か～」

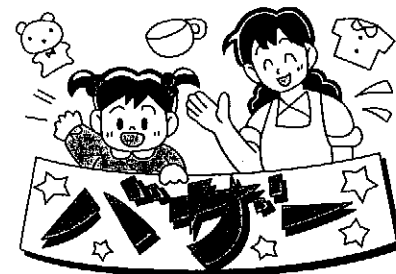
食と農の体験塾
宮田研蔵塾長



農産物品評会



ふれあいバザー



催しもの

- ◇米計量コンテスト・・・9：30～ 雁回館前
- ◇ふれあいバザー・・・9：30～ 雁回館トレーニングルーム(主催：婦人会)
- ◇農産物品評会・・・9：15～ 雁回館前ロータリー
- ◇農産物即売会・・・10：15～ 雁回館前ロータリー
- ◇バナナのたたき売り・・・11：00～ 雁回館前(主催：トークの会)

《販売コーナー》

★もち・はちみつ・野菜・山菜おこわ・からしれんこん等
富合総合支所前9：30～ 《商工会・地元生産者・生活研究グループなど》

催しもの

健康の大切さを知り、健康の輪を広げましょう。

◎骨密度測定コーナー

9：30～
骨密度・体成分測定等
(国保・介護班)

◎健康相談コーナー

9：30～
(保健師・管理栄養士)

◎みんなでつくる 健康の里紹介

9：30～
(健康の里づくり推進員)

◎福祉用具展示

9：30～
(地域包括支援センター)

◎国保・介護保険 相談コーナー

9：30～
特定健診相談・介護相談等
(国保・介護班)

◎興味心身介護予防

体操・ゲーム
10：30～
(熊本・宇城地域リハビリテーション
広域支援センター・地域包括支援センター)

◎お口の健康チェック 歯磨き指導

10：00～11：30
(母子保健推進員
歯科衛生士)

◎歯科相談 フッ素塗布

10：00～11：30
(平野歯科医師)

◎人権コーナー

9：30～
(人権推進総室・
まちづくり交流室)

◎手作り石鹸 アクリルタワシ販売

9：30～
(食生活改善推進員)



※「おにぎり」配布・・・町でできたお米「森のくまさん」を使ったおにぎりです。
11時55分より雁回館前にて配ります。

午後2時30分～(アスナル富合)

ジャグラー茶々
の
大道芸
パフォーマンス



図書館の雑誌(昨年のも)をさしあげます。場所：図書館入り口10：00～

報告第 2 号

富合町駅伝大会について

別紙「富合町駅伝大会開催要項」及び「駅伝大会コース図」を参照

平成22年度 第42回富合町駅伝大会開催要項

1. 目的

富合町民のスポーツの振興を図り、走ることにより強靱な体力と精神力、特に困難を克服する気迫と根性を養う。

2. 主催：熊本市富合町合併特例区

3. 共催：富合町体育協会・熊本市富合公民館

4. 日時：平成22年12月5日（日）・・・雨天決行 午前9時開会午前9時30分スタート

5. 参加資格及びチーム編成（原則として区対抗とするが、隣接区との混合チームも可）

1チーム…監督1名、選手10名、（小学生1、中学生1、中学生以上3、16歳以上1、一般2、40歳以上又は一般女子1、女子1）計10名

6. 中継点及び走路

スタート 富合総合支所玄関前

↓ 1区 1.2km(小学生)

第1中継点・・・新(公民館先)

↓ 2区 2.0km(中学生)

第2中継点・・・平原(消防ポンプ小屋前)

↓ 3区 3.0km(中学生以上)

第3中継点・・・榎津(広域農道左折約200m先付近)

↓ 4区 2.3km(中学生以上)

第4中継点・・・廻江(小規模多機能型居宅介護よかひより前)

↓ 5区 1.2km(一般)

第5中継点・・・鳥場(阿蘇養蜂㈱駐車場前)

↓ 6区 1.0km(女子)

第6中継点・・・小岩瀬(消防ポンプ小屋先)

↓ 7区 1.7km(一般)

第7中継点・・・菰江(農免道路)

↓ 8区 1.7km(中学生以上)

第8中継点・・・莎崎(農免道路)

↓ 9区 2.6km(16歳以上)

第9中継点・・・田尻(跨線橋先)

↓ 10区 1.6km(40歳以上又は一般女子)

ゴール 富合総合支所玄関前

計10名 18.3km

7. 大会規則

1) 競技の方法は、日本陸連の駅伝規則に準ずる。

2) 選手の配置等は各チームで行うこと。

3) 選手は道路左側を走ること。(1区及び10区の富合小学校前については歩道)

4) 選手は小学生が1区、中学生が2区、中学生以上が3・4・8区、16歳以上が9区、女子が6区、40歳以上又は一般女子が10区、一般が5区を走ることとする。

5) 名簿変更は、当日午前8時30分まで受付ける。

6) 伴走は禁止する。

7) 競技中の突発的な事故等については、応急処置のほかは参加者の責任とする。

但し、選手は全員一日傷害保険に加入するものとする。(各地区及びチームで)

8) その他、今大会の申し合わせ事項を適用する。

- 9) 補欠は6名以内とする。
 10) 繰り上げは10分とし、第5中継所で行う。(タスキは赤を使用)

8. 車両

大会関係の車両は、親時計車、広報車、先導車、本部車、審判車、救護車、記録車とする。

9. 開・閉会式

開会式は午前9時から閉会式は競技終了30分後に、雁回館玄関前にて行う。

開会式		閉会式	
1. 開会の辞	4. 競技上の注意	1. 成績発表	4. 閉会の辞
2. 優勝旗返還	5. 選手宣誓 (前年度優勝チーム)	2. 表彰	
3. 主催者挨拶		3. 講評	

10. 表彰

- ☆上位3チーム及び区間1位を表彰する。
- ☆各チームで宣言したタイム(トータル)に最も近い1チームを表彰する。
- ☆前年度より躍進した1チームを表彰する。但し、複数の場合は、前年度より順位がより躍進したチームとする。(複数の場合はタイム差が大きいチーム)

11. 申込

参加チームは、選手名簿を11月24日(水)までに富合公民館(アスパル富合)へ申し込むこと。

12. 競技役員

- 審判長 1名
- 審判員 4名

- 先導 1名
- 親時計 2名
- 広報係 2名
- 出・決勝係 5名
- 出発合図係 2名
- 中継記録 25名
- 最後尾車 2名
- 救護係 2名
- 総務(本部記録) 5名

13. 中継主任

各中継所記録責任者が兼ねる。

14. 交通整理

信号のある交差点は警察官に依頼し、主要交差点等危険と思われる箇所には交通指導員及び各行政区より選出したボランティアの指導員を配置する。

15. コース

別紙のコース図参照

平成22年度富合町駅伝大会コース図



記号	説明
○	中継所
●	警察
●	交通指導員
▲	ボランティア
●	信号機

凡例	
1区	小学生
2区	中学生
3区	中学生以上
4区	中学生以上
5区	一般
6区	女子
7区	一般
8区	中学生以上
9区	16歳以上
10区	40歳以上又は一般女子
合計	18.3 km

報告第 3 号 行事予定表 (平成22年11月10日～12月10日)
 富合総合支所(全体)

日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所
10	水	9:00 9:00 13:30	○ ○	特設人権相談 合併特例区協議会 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室	26	金				
11	木	8:30 ～20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横	27	土				
12	金	19:00		都市計画に関する住民説明会	アスパル富合ホール	28	日				
13	土					29	月				
14	日	8:45	○	富合町体育祭	富合小グラウンド	30	火	10:00		市議会 開会	
15	月					1	水	10:00		市議会 質問	
16	火					2	木	10:00		市議会 質問	
17	水					3	金	10:00		市議会 質問	
18	木					4	土				
19	金					5	日	8:45	○	富合町駅伝大会	
20	土					6	月	10:00		市議会 質問	
21	日					7	火	10:00		市議会 質問	
22	月					8	水	10:00 9:00 10:00 13:30	○ ○	市議会 質問 特設人権相談 合併特例区協議会(予定) 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室
23	火	9:15 9:30	○ ○	産業祭 健康祭 勤労感謝の日	雁回館周辺 アスパル富合	9	木	8:30 ～20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横
24	水					10	金			市議会 予算決算委員会(補正) 市議会 同分科会、部門別	予算概況説明) 常任委員会
25	木	8:30 ～20:00 13:00	○	資源ごみ拠点回収日 定例農業委員会 嘱託員便発送日	総合支所横 1階第1会議室	備 考 都市計画に関する住民説明会 11月9日(火)、12日(金) 11月23日(火) 産業祭・健康祭 12月5日(日) 富合町駅伝大会 H22年第4回定例会 11月30日(火)～12月17日(金) 質問 12月1日(木)～3日(金)、6日(月)～8日(水)					